

「森林再生基金」第 1 回助成案件の決定について（お知らせ）

1. 概要

- (1) 当金庫は、創立 80 周年を迎えたのを機に、平成 17 年 3 月「公益信託 農林中金 80 周年森林再生基金」を設定し、森林保護（保全）を通じた社会貢献事業に取り組むこととしました。
- (2) 本取組みは、国内の森林が荒廃により地球温暖化防止をはじめとした多面的機能を発揮できない状況を踏まえ、特定公益信託を活用して民有林を再生する事業・活動に対し助成を行うもので、信託財産 10 億円、期間 10 年程度（1 年当たり 1 億円程度を助成）の事業を実施する予定です（別紙「事業概要」をご参照ください）。
- (3) 第 1 回目の助成対象事業募集が平成 17 年 7 月から 9 月にかけて行われ、全国から 93 件の応募がありました。第 1 次審査は平成 17 年 11 月に実施され、第 1 次審査を通過した案件が現地実査を受けたのち第 2 次審査に臨みました。
- (4) 平成 18 年 2 月 6 日（月）に行われた第 2 次審査の結果、最終的に第 1 回助成対象先が以下のとおり決定しましたのでお知らせします（助成金額合計：72,641 千円）。

2. 助成決定案件の内容

助成対象先	事業内容
おがち 雄勝広域森林組合 (秋田県)	日本林業が抱える課題の中に林地の境界確定があるが、その中でも広域に亘る共有林の境界確定に取り組むもの（境界確定予定面積 260ha）。
かしも 加子母森林組合 (岐阜県)	当地区の歴史的な経緯のある小規模面積所有（1,000 坪単位）と名木「東濃桧」を踏まえ、小規模面積ごとに林齢が 30 年間隔となる森林を目指すもの（当組合独特の「長期育成循環施業」を実施）。
みよし 三次地方森林組合 (広島県)	組合が森林経営の困難な不在村組合員等から所有森林の経営信託を受け、組合が組合員に代わって採算性を重視した森林経営を行うもの。
にい 新居森林組合 (愛媛県)	地域に森林の大面積団地（150ha 規模）を形成するとともに、専属の担当者配置による森林所有者濃密管理により低コスト間伐等の実現を図る。今後 10 団地形成し、安定的な木材搬出の実現による川下対策も行うもの。

3. 今後のスケジュール（予定）

平成 18 年 4 月	第 1 回助成決定案件の事業スタート
平成 18 年 5 月	第 2 回助成案件の募集要項公表
平成 18 年 6 月	第 2 回助成案件の募集開始
平成 18 年 7 月	第 2 回助成案件の募集終了
平成 19 年 2 月	第 2 回助成対象先決定
平成 19 年 4 月	第 1 回助成対象先の完了事業の実査
平成 19 年 5 月	第 1 回助成対象先への助成金交付



平成 28 年 5 月	第 10 回助成決定先への助成金交付
-------------	--------------------

4. 助成決定案件の内容や次回募集についてのお問い合わせ先

全国森林組合連合会 組織部 TEL 03-3294-9717
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 8F

農中信託銀行(株) 営業部 TEL 03-5281-1340
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 1F

農林中央金庫 農林部 TEL 03-3243-7222
〒101-8120 東京都千代田区大手町 1-8-3 J Aビル 3 F

以上

(本件プレスリリースにかかる照会先) 農林中央金庫 広報部（飯田，真島） TEL 03－5222－2019

事業概要

1. 名称 : 「公益信託農林中金80周年森林再生基金」
2. 区分 : 特定公益信託
3. 委託信託銀行 : 農中信託銀行株式会社
4. 目的 : 国内の荒廃した民有林の再生を通じて森林の公益性を発揮させることを目指した活動に対して助成することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されることを目的とする。
5. 事業内容 : 国内の荒廃した民有林の公益性を発揮させることを目的とした活動であって、創造性が高いと認められる以下の活動に対する助成金の支給。
 - ・ 複数の森林所有者との長期安定的な契約に基づく、ひとまとまりとなった荒廃林の再生活動（長伐期施業・複層林施業等の公益的な施業を条件とする。）
 - ・ 上記に附帯する林地境界確定、林地調査、不在村地主調査等
 - ・ その他目的を達成するために必要な事業
6. 助成対象者 : 営利を目的としない法人で、過去の活動歴等からみて本活動を運営するに十分な能力、知見を有する団体(ただし、地方公共団体を除く)。
7. 選考方法 : 当公益信託の運営委員会が、当信託の趣旨、目的に照らし、活動内容・活動効果の大小等を総合的に勘案して選定する。
8. 信託財産等
 - (1) 当初信託財産 : 1,000百万円
 - (2) 信託財産取崩しにより、年間100百万円を目処に助成(単年度助成で一団体あたり上限金額は30百万円、複数年助成を希望する場合は毎年度申請し審査を経る)
 - (3) 予定信託期間は10年程度

以上

農林中金 80 周年森林再生基金 スキーム図

